第1章 みどりの基本計画の改定にあたって

1-1 みどりの基本計画とは

みどりの基本計画とは、市域内における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する施策 を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策などを内容として策 定する、みどりのまちづくりに関する総合的な計画です。

緑の基本計画とは

緑の目標や配置方針、都市緑化や都市公園整備等の方針を位置づけたマスタープラン

緑の基本計画

〈都市公園の整備・管理〉

都市公園の多様な機能を効果的に発揮

〈緑地の保全〉

• 都市に残る貴重な自然的環境 を行為制限により保全

〈緑化の推進〉

公共公益施設や民有地の緑化 推進



都市公園整備、緑地保全、緑化推進の総合的計画的な推進

図 みどりの基本計画とは

1-2 本計画の位置付け

本計画は、都市緑地法第 4 条に基づく「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として策定したものです。また、国の各種施策とともに、大阪府の「みどりの大阪推進計画」の趣旨を反映した地域の計画であり、「第 5 次和泉市総合計画」に即するとともに、「第 2 次和泉市都市計画マスタープラン」や「和泉市立地適正化計画」、他の関連計画とも整合を図ったものとなっています。

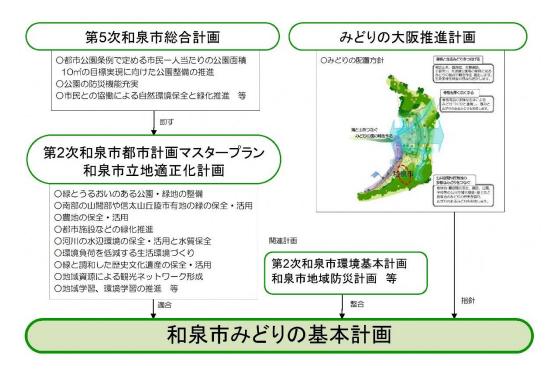


図 本計画の位置付け

1-3 対象とする「みどり」の範囲

本計画で対象とする「みどり」は、都市緑地法第3条第1項を踏まえ、以下のように 定義します。

対象とする「みどり」とは

「みどり」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。)が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地がこれらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいいます(都市緑地法第3条第1項を参考)。

具体的には、周辺山系の森林、河川などの水辺地、都市の樹林・樹木・草花、民有地の庭、公園、農地、学校・庁舎等の植栽地・グランドなどの植物と植物を含む土地や空間に加え、これらと一体となったオープンスペースなどを指し、パブリックからプライベートの領域に至るまで、「みどり」は広義の公共財であるという認識に立つこととします。

また、施設に付随するような点的なみどりや、山林のような面的な広がりを持つみどりだけでなく、河川や街路樹などの線的なみどりも「みどり」として捉えます。

なお、前計画では、漢字の「緑」を使用していましたが、物理的・空間 的機能や効果だけでなく、良好な景観や地域の歴史・風土、生活文化の形 成や自然観、郷土愛の醸成等、市民の精神性や満ち足りた幸福感、心身の 健康の向上など多くの価値観を包含する包括的な概念をより強く込めた言 葉として、「みどり」という言葉を用いることとします。

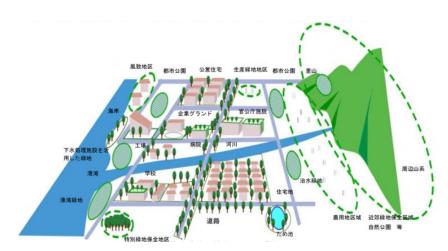


図 対象とするみどりのイメージ

出典:「みどりの大阪推進計画」(平成21年(2009年)12月)

緑地

みどりの中で、担保性がある(将来にわたってみどりが残される可能性が高い)と判断できるものを「緑地」とし、これらを「施設緑地」と「地域性緑地」に分類します。

「施設緑地」は、都市公園あるいはこれに準じる機能を持つ施設として、国や大阪府、和泉市が土地を所有している緑地(借地等を含む)を言います。

「地域性緑地」とは、森林、農地、交通用地や水辺等のオープンスペース、公共施設、民間の宅地や企業敷地等において、法や条例等により国や大阪府、和泉市が土地利用を規制、誘導して確保する緑地を言います。

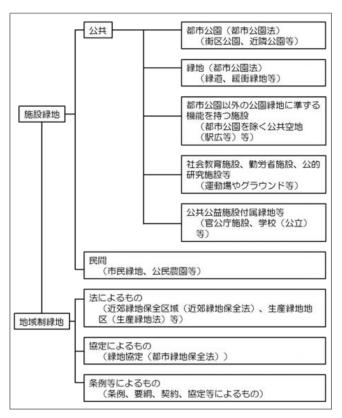


図 緑地

出典:「和泉市緑の基本計画」 (平成11年(1999年)3月)より作成

緑被地

みどりの中で<u>樹林や樹木</u>で覆われたエリア、<u>草地</u>(樹林・樹木以外の植生で、 芝草類、笹類、つる植物、草本類、河川敷の葦原など。グランド等を含む)で 覆われたエリア、<u>農地</u>、<u>水面</u>を緑被地とします。

1-4 みどりに期待される機能

「みどり」は、市民が身近に楽しめる多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場、生物多様性の確保に資する野生生物の生息・生育環境を形成するとともに、大震火災等の災害発生時においては避難地や避難路、防災拠点となるなど、都市や地域の防災性の向上に大きな役割を果たしています。

また、温室効果ガスである二酸化炭素の吸収固定作用等による地球温暖化の防止や風の道形成・蒸散作用等によるヒートアイランド現象の緩和などの都市環境改善にも大きく寄与しています。さらには、市域における気候・風土の多様性、四季の変化を体現し、美しい自然や地域の景観・風景を形づくり、地域固有の芸術・文化形成等にも重要な役割を果たしてきました。

今後、「みどり」が広義の社会資本、国民共有の財産として、かけがえのない多くの機能を発揮していることに重きを置き、必要な施策の展開を図ります。

以下のように、「みどり」は、自然と人、人と人、人と地域などの健全なつながり、コミュニケーション、循環などの関係性を回復、向上させる機能、役割を根底に有しています。

(1)潤いのある生活環境の形成

「みどり」は、さまざまな都市環境改善効果 や心理的効果を背景として、ストレスを軽減さ せ快適性を向上させる、ゆとりや安らぎ、くつ ろぎに満ちた生活の舞台であり、市民の心身を いやし、健康を増進させる機能を有しています。



潤いある生活環境の形成

(2)スポーツ・レクリエーション、自然とのふれあいの場の形成

「みどり」は、健康づくりやスポーツ・レクリエーション、教養・文化活動等、さまざまな余暇活動の場として欠かせない空間であり、また、身近な自然とのふれあいの場を形成する機能を有しています。特に将来を担う子ども達が健全に成長する上で欠かせない空間として、明るく、元気な未来を担う貴重な機能を有しています。



スポーツ・レクリエーション、 自然とのふれあいの場の形成

(3)地球温暖化等の防止

「みどり」は、市民にとって最も日常生活に 身近な二酸化炭素吸収源であることから、実際 の吸収源としての効果に加え、地球温暖化対策 の普及啓発にも大きな効果を発揮するものです。 また、地表面を被覆する「みどり」の蒸散作用 等による地表面の高温化の防止・改善の機能は、 ヒートアイランド現象の緩和をもたらすなど、 持続可能な循環型社会を構築する上で大きな機 能を有しています。



地球温暖化の防止

(4)野生生物の生息・生育環境の確保

「みどり」は、野生生物の生息・生育環境、 生態系の基盤を形成し、生物多様性を確保する 上で重要な役割を果たしており、地域の自然環 境を保全・再生する機能を有するとともに、将 来世代の財産となる、生物資源、遺伝子資源を 保全し、すべての生命を育む機能を有していま す。



野生生物の生息・生育環境の確保

(5)都市・地域の防災性の向上

「みどり」は、大震火災時の延焼を防ぎ、避難地・避難路などの避難空間となり、また、救助・救援、復旧・復興拠点となるなど、都市の防災性、防災機能を向上させる機能を有しています。



都市・地域の防災性の向上

(6)地域に固有の美しい風景・景観、歴史・風土、芸術・文化の形成

人間の生活、気候や歴史・風土等が一体となって形成される「みどり」は、都市や地域に固有の美しく風格ある風景・景観の基盤となります。また、四季の変化に富んだ多様な「みどり」は、繊細な感受性や美的情緒を育み、地域に固有の芸術・文化の形成と保持に大きく寄与してきました。さらに、地域の歴史・文化資源等と一体となって、地域の賑わいや活力、観光振興にも大きく寄与する機能を有しています。



地域に固有の美しい風景・景観、 歴史・風土、芸術・文化の形成

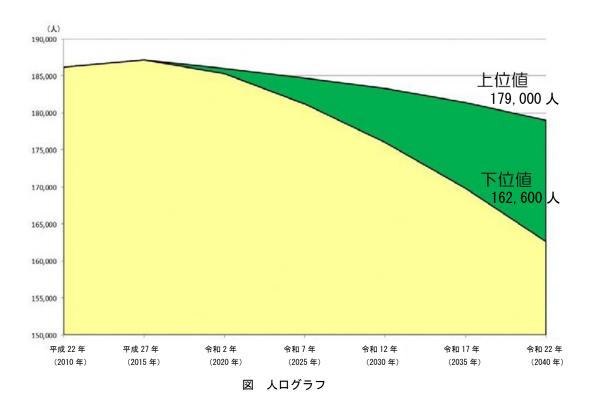
1-5 改定の背景と目的

(1)本市を取り巻く環境の変化

本市では、平成 11 年(1999 年) 3 月に「和泉市緑の基本計画」(以下、「第 1 次計画」という。)を策定しました。その後、少子高齢化の進行や人口減少、成熟社会における市民の価値観の多様化が進むなど社会情勢は大きく変化しました。

なかでも、本市の人口は平成 24 年(2012 年)には、187,300 人に達しましたが、その後は減少傾向となり、「和泉市人口ビジョン」(平成 27 年(2015 年))では、令和 22 年(2040 年)の将来人口は 162,600 人(下位値)~179,000人(上位値)まで減少すると推計しています。

また、地球温暖化をはじめとした環境問題や生物多様性の保全などにおける市民の環境志向の高まりや、気候変動により懸念される水害や土砂災害などの自然災害の頻発や激化に対応した安全安心なまちづくり、観光まちづくりへの気運の高まり、公共施設の維持管理費の増大等を考慮した取り組みが重要となってきています。



出典:「和泉市人口ビジョン」

(2)関係法令・計画等の動向

平成 29 年(2017 年)の都市緑地法等の一部改正において、市民緑地認定制度の創設やみどり法人が拡充され、都市公園法では、公園整備における公募設置管理制度の創設、公園占用許可対象等の緩和がなされるとともに、公園協議会の設置が可能となるなど、市民等をはじめとする民間活力を最大限に活用するための制度の充実が図られています。また、生産緑地法では指定面積要件の下限について条例により 300 ㎡から 500 ㎡未満の範囲で定められることが可能になったことや、農家レストランなどの設置可能な施設、特定生産緑地制度(市町村が買取りの申出が可能となる期日を 10 年間延期する制度)が新たに追加されました。

農業・林業関連では、平成 28 年(2016 年)の都市農業振興基本計画では、これまで「宅地化すべきもの」とされてきた市街化区域内農地を、都市に「あるべきもの」とすることを明確化しています。また、令和元年(2019 年)には森林環境贈与税や森林経営管理制度などの新たな制度も創設され、森林の適切な維持管理が必要とされています。

環境問題や生物多様性などの視点では、平成 24 年(2012 年)の都市の低炭素化の促進に関する法律や、平成 27 年(2015 年)の国土交通省気候変動適応計画において、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用などの合理化や環境問題に対する適応策などが示されています。また平成 22 年(2010 年)の生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の開催を踏まえて制定された生物多様性地域連携促進法などの視点からも、みどりの再生、保全、創出等の取り組みの重要性が示されています。

都市計画の視点からは、平成 26 年(2014年)に立地適正化計画に関する制度が創設され、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えで都市全体の構造を見直す動きが促進されつつあります。また平成 24 年(2012年)の低炭素まちづくり計画に関する制度では、都市や交通の低炭素化に関する施策を総合的に推進することとされています。

さらに、平成 27 年(2015 年)の国連総会において採択されたアジェンダ 2030 において持続可能な開発目標 (SDGs) が示され、みどりの立場からもこれらの目標達成を目指すことを通じて、経済・社会の諸課題の同時解決につなげることが重要とされています。





図 持続可能な開発目標 出典:外務省HP

(3)改定の目的

本市では平成 11 年 3 月に「和泉市緑の基本計画」を策定し、市内のみどりに対して、さまざまな施策に取り組んでまいりました。現在、策定から約 20 年が経過し、その間に都市緑地法等が改正されたほか、大阪府が「みどりの大阪推進計画」を策定するとともに、本市の総合計画や都市計画マスタープランといった上位・関連計画が改定されました。また本市を取り巻く環境も大きく変化し、国の関係法令・計画等も様々な動きがありました。

平成 28 年(2016 年)の「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討最終とりまとめ」では、経済成長、人口増加等を背景とした緑とオープンスペースの量の整備を急ぐステージから、社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備等を背景として、緑とオープンスペースが持つ多機能性を最大限に引き出すことを重視するステージに移行すべきとしています。

また、令和元年(2019年)のグリーンインフラ懇談会「中間整理」においても、 自然環境が有する多様な機能を社会における様々な課題解決に活用する考え方:グ リーンインフラの取り組みを一層推進することとしています。

本計画は、みどりをめぐる大きな社会情勢の変化や法制度の変更などを踏まえて、「みどりの量だけでなく質の強化」を目指し、今後 20 年間のみどりのまちづくりにあたっての基本方針や基本施策の見直しを行い、「和泉市みどりの基本計画」として改定するものです。